

令和2年3月16日  
(2020年)

業者各位

建設総務課長  
技術管理課長

最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格価格の上限引き上げ等について  
(お知らせ)

このことについて、次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 建設工事に係る最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格価格の算定基準

	現行	改正後
設定範囲	上限90%	<u>上限92%</u>

※営繕工事(公共建築工事積算基準で積算された工事)の算定においては、直接工事費に含まれる現場管理費相当額(直接工事費の10%)を現場管理費に振り替えて算出

2 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の算定基準

(1) 測量業務

	現行	改正後
設定範囲	上限80%	<u>上限82%</u>

(2) 地質調査業務

	現行	改正後
諸経費の額の割合	100分の45	<u>100分の48</u>
設定範囲	上限80%	<u>上限85%</u>

※上記(1)(2)以外の業務は変更なし

3 実施時期

令和2年4月1日以降の公告分から実施します。